

平成28年11月定例会 防災対策特別委員会(付託)

平成28年12月13日(火)

[委員会の概要]

高井委員長

ただいまから、防災対策特別委員会を開会いたします。(10時33分)

直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、当委員会に係る付議事件の調査についてであります。

付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【報告事項】

○徳島県地域防災計画の修正案について(資料①)

○「徳島県航空運用調整班活動計画(案)」の概要について(資料②)

○徳島県航空運用調整班活動計画(案)(資料③)

小原危機管理部長

危機管理部より二点、御報告申し上げます。一点目は徳島県地域防災計画の修正案についてでございます。お手元に御配付の資料1を御覧ください。

まず、1、地域防災計画についてでございます。この計画は、災害対策基本法に基づく本県の災害対策の基本となる計画であり、国が定める防災基本計画と整合を図りながら、県、市町村、防災関係機関等が、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興について対処すべき事項を定めたもので、県の防災会議において決定するものでございます。

次に、2、主な修正項目について御説明いたします。(1)熊本地震を踏まえた防災対策の強化では、まず、活断層地震に対する備えとして、中央構造線活断層地震に関する被害想定策定を、また、安心・快適な避難環境の整備として、避難所外の避難者に対する支援対策、避難所等における生活環境の向上、災害時快適トイレ計画の策定などを明記いたしました。

2ページを御覧ください。行政事務の強化として、地方自治体の業務継続、応援援体制の強化に関する事、早期の生活再建のための支援などの対策について明記いたしました。次に、(2)防災基本計画の修正に伴う事項では、最近の災害対応の教訓を踏まえた、国の防災基本計画の修正事項を反映し、警戒避難体制の計画に複合的な災害の発生を考慮すること、住民の主体的な避難所運営に必要な知識の普及について明記したほか、ハザードマップ等における早期の立ち退き避難が必要な区域の明示を明記いたしました。

次に、3ページを御覧ください。(3)災害医療体制の強化では、災害関連死を防ぐために策定しました戦略的災害医療プロジェクト基本戦略の内容を反映し、具体的には、災害医療力の強化、災害時要配慮者支援の強化、避難環境の向上、情報共有機能の強化など、災害医療において推進すべき事項等を明記いたしました。以上の修正につきましては、今議会での御論議を踏まえ、内容の見直しを行い、来年1月開催予定の徳島県防災会議に諮り、決定する予定でございます。

二点目は、徳島県航空運用調整班活動計画(案)の概要についてでございます。お手元の資料2では概要版を、また、資料3では、その全体版をお配りさせていただいております。このうち、資料2の概要版により御説明させていただきます。1、策定の趣旨といたしまして、大規模災害発生時には、一刻を争う人命救助に向け、関係機関がヘリ等の機動性を生かし、限られた時間の中で活動を展開する必要があります、連携の強化が重要となってまいります。このため、ヘリ等が安全かつ効率的に活動するため、航空運用調整班を設置し、発災後直ちに、関係機関との調整が必要となる具体的な任務などを盛り込んだ活動計画を策定し、切迫する南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模災害に備えるものでございます。

2、計画の概要といたしましては、航空運用調整班は、自衛隊、警察、消防などから構成し、県災害対策本部部隊運用班内に位置付けることといたします。2ページに記載のとおり、主な任務から予備機等の活用までの項目について、本計画に基づいた、一元的な航空運用調整により、迅速かつ円滑な災害対策活動を行ってまいります。特に、(5)ヘリの運用といたしまして、被害状況を踏まえ、優先すべき事案から割り振りを行い、要請が集中する場合には、参画機関と協議の上、担当する区域分け、又は任務割、時間割等の調整を行うこととし、情報収集及び人命救助、医療搬送を重視することとしております。

今後の予定といたしましては、今議会での御論議を踏まえ、本年12月下旬に予定しております、ヘリ等を保有する関係機関等で構成する徳島県航空運用調整会議において、本計画を決定したいと考えております。危機管理部関係の報告事項は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

高井委員長

以上で、報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑をどうぞ。

山西委員

今、御報告がございました徳島県航空運用調整班活動計画(案)について、何点かお尋ねをいたしたいと思っております。

まず、今回の計画でございますが、特徴的な取組はどういうものか、まずはお尋ねをいたします。

島田消防保安課長

ただいま山西委員から、今回の活動計画の特徴的な取組について御質問を頂きました。

この度、ヘリを保有する関係機関から成ります航空運用調整会議を9月に立ち上げまして、まずは顔の見える関係を構築いたしまして、これまでの実災害の運用面での課題の洗い出しを行いまして、発災後、直ちに関係機関との調整が必要となります活動計画案を取りまとめたところでございます。

その特徴的な取組といたしまして、三点ほど御説明させていただきます。

まずは、参画機関についてでございます。救助事案が多数発生する場合や、大規模災害の特徴でもある同時多発的に災害が発生する場合には、警察や自衛隊、消防などの実動機

関のへりで十分対応できないこともあるため、徳島県の消防防災へり、ドクターへりの運行管理を委託しております民間のへり運航事業者であります四国航空、ヒラタ学園を参画機関に加えております。

二点目といたしましては、へりの運用面についてでございます。へりの運用面においては、これまでの災害の貴重な教訓を踏まえ、特に情報空白域に対する情報収集、陸路到達困難区域での救出、救助、消火活動、人命救助のための部隊輸送、広域医療搬送などを重視することといたしております。

三点目といたしまして、安全対策でございます。具体的な安全対策として、飛行高度や無線運用の調整はもとよりではございますけれども、飛行自粛区域や要救助者の発する声や物音を聞くため、飛行を中止する時間を設けるサイレントタイムなどの発出、報道機関の皆様への協力依頼、へり動体管理システムといったICTの積極的な活用、その他といたしまして、空の産業革命とも言われ、その利活用が広がるドローンなどの運行調整など、一刻を争う人命救助に向け、へりの機動性を生かした災害活動を展開したいと考えております。

山西委員

まず大枠は大変よく分かりましたが、ちょっと掘り下げて申し上げます。

県内で大規模災害が発生した場合は、受援計画により、徳島飛行場に参集をし、へりベースを設置するということになると思います。南海トラフ巨大地震では、徳島飛行場は津波による浸水被害を受ける可能性があるわけございまして、この代替地も当然これは想定をしていかなければならないというふうに思います。このあたりをどのようにお考えか、お尋ねをいたします。

島田消防保安課長

山西委員から、へりベースの代替の検討を行っているかという御質問を頂きました。

県内で大規模災害等が発生した場合には、受援計画等により、消防では緊急消防援助隊の航空小隊が、警察では警察災害派遣隊の広域警察航空隊が、応援のため、徳島飛行場に集結することとなっております。その受入れを行うために、徳島飛行場にへりベースを設置することと計画しております。

なお、へりベースの設置の際には、徳島飛行場及び県消防防災航空隊事務所の被災状況の確認、津波浸水状況の把握を行いまして、徳島飛行場が使用困難な場合は、代替地のへりベースの運営を検討することと計画上はしております。

へりベースにつきましては、へりの駐機、給油など、災害の終始を通じての活動拠点として設置するものでございまして、津波による浸水のおそれがなく、多数のへりを受け入れられる敷地があること、また、宿泊施設等の環境が整っていることが条件になると考えております。被災の状況によりましては、まずは県内の四国三郎の郷、県外では高松^{きと}空港を候補地として想定しているところでございます。

山西委員

続いて、フォワードベースについてもお尋ねしたいと思いますが、このフォワードベー

スの候補地はどこを想定しているのかお答えください。

島田消防保安課長

フォワードベースの候補地について御質問を頂いております。

フォワードベースは、災害対策の活動拠点となるヘリベースに、給油などのたびに帰投することなく、航空活動を安全かつ効率的に継続するために設置する、離着陸、給油、人員の乗降、装備、物資等の積降ろしが可能な拠点として設けるものでございますので、被災地の近くの比較的広い敷地から選定したいと考えております。現在、県の受援計画においては、四国三郎の郷を想定しております。

また、被災状況にもよりますけれども、国の中央防災会議が策定いたしました南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画に基づきまして、鳴門ウチノ海総合公園、南部健康運動公園、野外交流の郷まぜのおかなどを候補地として想定しております。

山西委員

ヘリベース及びフォワードベースにおける燃料補給についてお伺いをしたいと思えます。特に、フォワードベースについては消防法に基づく承認が必要になってくると思えますが、これはスムーズに対応できるのかということをお伺いしたいと思えます。

具体的に、どのように承認を得るのか、お伺いしたいと思えます。

島田消防保安課長

燃料補給体制について、御質問を頂いております。

燃料補給体制の調整につきましては、徳島飛行場では取扱い事業者が保管している航空燃料で対応いたします。

ドラム缶燃料についても、その事業者に依頼いたしまして、香川県からの搬送を依頼し、更に不足する場合には大阪から取り寄せることとなります。

なお、燃料補給、航空燃料の確保が困難であるときは、県内の航空燃料需給を取りまとめまして、政府の緊急災害対策本部に優先供給を要請することになります。

委員御質問のフォワードベースにおいて、燃料の供給が必要な場合につきましては、委員お話の消防法第10条ただし書きの規定に基づき、通常の市町村の許可を受けた貯蔵所以外でも、10日以内であれば仮の貯蔵又は取扱いができると規定されているところでございます。この危険物の仮貯蔵、仮取扱いの承認に係る申請を管轄消防本部に行うこととなります。

危険物の保管については、消防法や市町村の火災予防条例でその数量についての定めがあり、航空燃料に関するジェット燃料については、指定量は1,000リットルと規定されております。それ以上貯蔵する場合には、消防法の規制により許可が必要となり、取り扱う方も危険物取扱者の資格が必要となってきます。指定数量未満であれば、市町村の火災予防条例に従って、安全に貯蔵あるいは取り扱うこととなります。

なお、大規模災害時には交通手段、通信手段が十分に確保できないことに加えまして、消防本部の人員の確保も困難となることが想定されますので、承認手続が遅れる可能性があります。このため、消防庁の発出しておりますガイドラインに基づきまして、標識の設

置、火気使用の制限、消火設備の設置などの安全対策や、それに伴う必要な資機材の準備について、場合によっては電話による申請を承認するなど、各消防本部に対して事前に協議した上で、平時から事前準備をしておくように協力依頼をお願いしているところでございます。

山西委員

6のへり等の運用で、要請事案の割振調整に優先すべき事案ということがこの案の中で明記をされてございます。この優先すべき事案について、具体的にお示しを頂きたいと思っております。

島田消防保安課長

優先すべき事案について御質問を頂きました。

優先すべき事案といたしましては、例えば発災初動時における被害状況調査、被災地の空域における上空からの航空管制など、災害対策に大きく貢献するもの、また孤立集落から救助、現場からの負傷者の救助、病院搬送など、人命に危険が切迫しているもの、そして災害現場、病院への医療チームの搬送、輸血、薬品等救助物資の搬送など、より多くの人命が救命されるものなど、三点を主に考えているところでございます。

山西委員

その6の(2)には、重視する運用ということで明記をされております。この重視する運用について、改めてこの重視する運用を策定した理由についてお尋ねをいたします。

島田消防保安課長

重視する運用について規定した理由をという御質問を頂いております。

さきの熊本地震をはじめ、大規模災害時におきましては、へりの機動性により多くの方が救助された一方で、へりを運用する指揮・命令系統が異なること、また、地上での救助活動に当たる関係機関からの情報が共有されずに、出勤場所の重複や情報空白の発生など、へりの運用面においての課題が災害のたびに指摘されていることを踏まえまして、本県ではこうしたことがないよう、重点ポイントといたしまして、先ほど計画の特徴の一つとしてお答えいたしました情報空白域に対する情報収集、陸路での到達が困難な地域における消火救助及び救急活動、県外への広域医療搬送を関係機関の共通認識として計画に盛り込んだところでございます。

山西委員

続いて、今回SCU、このこともこの計画案の中には明記をされております。まずこのSCUについて、どういうものなのかをお伺いしたいと思います。

日下広域医療課長

SCUに関する御質問でございます。

大規模等の災害発生時におきましては、被災地域の医療機関だけでは対応できない場合

をはじめといたしまして、ヘリ等の航空機によりまして航空搬送を行う必要等が生じてきますけれども、その航空搬送拠点、そこにおきまして、その拠点で航空機での搬送に際しまして、傷病者の症状の安定を図る救護、治療を行う航空搬送拠点臨時医療施設、これがSCUでございます。県内におきましては、あすたむらんど、それから徳島空港をSCUとして位置付けているところでございます。

山西委員

私は、これからしっかりSCUの訓練を重ねることが極めて重要だと思っております。今後、訓練をどのようにしていくのか、また、このSCUの今後の方向性について、改めてお伺いしたいと思います。

日下広域医療課長

SCUにおける訓練、それから今後の方向性ということで御質問いただいております。

まず、今年度に関しまして申し上げますと、8月に東海地方等におきまして、国の大規模地震時医療活動訓練というのが行われまして、本県のDMATも名古屋飛行場のSCUでSCU活動を行う訓練を行ったところでございます。

また、本県を含めまして、関西広域連合の構成府県のドクターヘリにおきましては、関西広域連合で一体的に運航しているところでございますけれども、本年4月に発生いたしました熊本地震におきましては、九州に近い西側の本県の県立中央病院を基地病院とする徳島県のドクターヘリ、それから兵庫県の豊岡市、それと加古川市の病院を基地病院といたしますドクターヘリ、この3機が被災者、被災地の支援に向かいまして、広域医療搬送のため派遣したと。その間、管内の救急医療体制の確保というのも重要となってきますので、東側の3機が管内の救急医療の役割を担うということで、実際に豊岡市のヘリの管轄に大阪府のヘリが要請に応じて行くといったような運用を行ったところでございます。また、先ほど申し上げました8月の医療活動訓練におきましては、今度は東側の3機のヘリが訓練に参加いたしまして、その間西側の3機が救急医療体制の確保を図るといった運用を徹底したところでございまして、実際の災害での活動でありますとか、訓練での実証というような取組も行っているところでございます。

それから、関西広域連合におきましては、本県は広域医療分野を担当しておりますけれども、その中で災害医療コーディネーターとか広域医療の担当者が集まりまして、災害医療の研修でありますとかセミナーを実施しているところでございます。例えば昨年度におきましては、和歌山県のSCUでございます南紀白浜空港の視察見学等も行ったところでございます。

また、過去におきましても、政府の総合防災訓練におきまして、あすたむらんどでのSCUの訓練を実施したこともございます。山西委員のおっしゃいますとおり、訓練は非常に大切であるというふうに私ども認識をしておりますので、訓練なくして実践なしと考えておりますので、今後とも県内のSCUでの展開訓練でありますとか、SCUの体制の整備、充実等を図ってまいりたいと考えております。

山西委員

よく分かりました。ぜひ実効性のある計画に仕上げていただければというふうに思いますので、またよろしく願いいたします。

続いて、災害時快適トイレ計画についてお尋ねをしたいと思います。まずこの計画の策定に向けて、どういうふうな方向性でもって、計画をこれから策定していくのか、まずその全体的なところを担当課長にお伺いしたいと思います。

坂東とくしまゼロ作戦課長

災害時快適トイレ計画についての御質問を頂いております。

さきの熊本地震においては、トイレ環境の悪化によりまして、仮設トイレの中で高齢者がお亡くなりになるということがありました。これは東日本大震災の際にも、避難所でお二人の方が災害関連死ということで亡くなっておりますけれども、その原因の一つとして、トイレに行きたくない、仮設のトイレに行きたくないということで、水分とか食事の摂取を控えるといったことがかなり広く行われておりまして、その結果、エコノミークラス症候群として血栓が発生し、最悪の場合死に至るというふうなことが起こっております。

災害時のトイレの問題といいますのは、阪神・淡路大震災以来の継続的な課題でございますが、マスコミ報道にも余り出てこないのですが、実際には、今回熊本地震でも大きく取り上げられておりまして、最優先で対応すべき課題であると認識しております。

本県の災害時の快適トイレ計画につきましては、仮設トイレというのは、1週間とか一定の時間がかかりますけれども、その前の段階、簡易トイレでありますとか、個人で携帯ができる携帯トイレ、こうしたものの備蓄の支援を、市町村と共に進めてきたところでありまして、どれぐらいの時期にどういうものが配備ができるかとか、そういう時間軸の問題でありますとか、体系的に必要な数をもっと具体的に考える、計画的、体系的な整備というものがこれまでできていなかったのではないかという課題認識を持っておりまして、それを更に進めるために、今回策定をしようと考えているものです。

策定に当たりましては、トイレに関する各部門の専門家の方々に構成された計画の策定検討委員会、こちらの皆さん方の御意見を頂きながら、今年度中の策定に向けて取り組んでいるところでございます。

自助、共助、公助それぞれの方々の協力を頂きながら、災害時のトイレの対策、それからトイレの確保、管理、快適性、それからやはりトイレの問題は避難所の衛生環境そのものに関わってまいりますので、そうした衛生環境の向上などについても盛り込んでまいりたいと考えております。

山西委員

このトイレ計画の策定に当たっては、やはり障がい者、あるいは高齢者、女性、それから子供さん、また性的マイノリティーの方々、そういった方々の配慮というのが私は極めて重要だというふうに思いますので、そういう方々への配慮をしっかりと、しっかりと明記をするということを私はお願いをしたいというふうに思いますが、そのあたり、担当課長としてはどのようにお考えになっているのか、お伺いします。

坂東とくしまゼロ作戦課長

障がい者、高齢者、女性、子供、性的マイノリティーの方々への配慮について、どのように進めていくかという御質問でございます。

トイレ計画につきましては、まず基本的な方針としまして、国際赤十字等が定めております人道支援活動の国際基準というものがございまして、スフィアプロジェクト、スフィアスタンダードというものがございまして、この中に、トイレに関するもの、し尿処理というふうな形で載っておりますが、そうした環境に関する国際基準が出ておりまして、この中で、障がい者の方、高齢者の方、それから女性の方、子供、そしてLGBT、性的マイノリティーの方々への配慮というものが基準として定められております。

具体的には、例えば障がい者の方であれば、オストメイトの患者用のトイレでありますとか、排せつ物の処理スペースの設置、それからまた、特に女性に関する部分でいいますと、トイレの設置比率という問題ですね、ややもすると1対1というような設置の仕方になってしまうんですが、この基準の中では1対3、女性が3倍必要になっていると。トイレの必要数については一般的には避難所であれば50対1というところから始まって、だんだん充実してくれば20対1まで落としていくというふうな、そういうふうな基準が明示されております。

高齢者の方についていえば、最近御家庭のトイレというものがほとんど洋式化されている中で、仮設トイレがほとんど和式であるという現状がございまして、ですので、仮設トイレにつきましては洋式化を進めていくというふうなことです、それから車椅子や子連れでの利用ができるような広いスペースのあるトイレというものを一定数確保するといったことを盛り込んでまいりたいと考えております。

山西委員

踏み込んでいろいろと御答弁を頂きましてありがとうございます。

最後に、やはり私はこの計画は、県民の皆様方の御理解、それから御協力なくしては絵に描いた餅になってしまうというふうに思っております。その意味では、今後県民の皆様方にどうやって広報していくのか、啓発をしていくのか、このことが一番重要だと思っております。今後のこの県民の皆様方への啓発、どのように行っていくのか、改めて御答弁いただきたいと思っております。

坂東とくしまゼロ作戦課長

快適トイレ計画の啓発についての御質問でございます。

計画自体は今年度末までに策定を進めることとしておりますが、基本的な方針というものについては、先ほどお答えさせていただきましたとおり、ある程度見えてきておりまして、この12月21日に昭和南海地震70年の集いというのを私どもで開催をさせていただきますが、このオープニングイベントとしまして、快適トイレシンポジウムというものを開催してまいります。この中で、県民の方々、防災関係者の方々に対してトイレの問題について改めて問題提起を行うとともに、自助、共助、公助、それぞれの方の中でそれぞれの立場でできることというものを周知させていただきます、啓発をまずやっていきたいと考えております。

その後、トイレ計画が策定になった後は、継続的にこうした機会を捉えてトイレに関す

る問題の周知啓発に努めてまいりたいと考えております。

山西委員

よく分かります。これまでトイレの対応というのが余り十分ではなかった。別にこれは徳島県だけでなく、全国的にやはり余りスポットライトが当たってこなかったかなというふうに思っています。熊本地震以降、やはりこのトイレをどういうふうにしていくかということは極めて重要だと思いますので、これからもより内容のある計画を策定して下さるようお願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

西沢委員

徳島県航空運用調整班活動計画(案)ですね。これ、12月末、今月末に一応計画を決めるんですね。それで、こんなのはどうかなと思うんですけども、一つはヘリコプターとかドローンとかいろいろ飛ぶ中で、それが許可されているかどうかの目印を、例えば特にドローンなんかはよく分かる色のマーク、実績とかいろいろあるんでしょうけども、これがもう許可されとるぞという、そういうマークを貼り付ける、それで、これは飛んでいけるぞ、オーケーだと、そういうのが分かるようにしていただいたら監視しやすいんかなと思いますかね。この中にそんな計画を入れていただいたらというふうに思いますが、どうですか。

島田消防保安課長

西沢委員からドローンの運用調整について御質問を頂いております。

西沢委員

ドローンというか、ヘリコプターを含めて。特にドローン。

島田消防保安課長

貴重な御意見と考えておりまして、ドローンにつきましては、2次災害のおそれのある土砂災害や津波、浸水地域、またNBC災害など特殊災害についても、容易に近付けない現場において、安全かつ迅速に情報収集を行う手段として、その活動に期待を寄せているところでございます。

さきの熊本地震におきましても、国土地理院が動画撮影を行い、安全監視を行っているところでございます。

それで、災害時におきましては、ドローンのこういった飛行につきましても、低空で飛んでいても高い所を飛んでいても、その許認可は必要ないということでございますので、こちらの航空運用調整班の中で調整したいと思っております。委員のお話にありましたように、何か目印を付けて、ドローンについては分かりやすく、それぞれの任務の障害にならないようにしたいと考えております。

西沢委員

そうですね、そういうワッペンみたいなのを貼ったらいいと思うけど、そんなのを管制する時、ちゃんとこういう物を持っておいて判断を早くするとか、そうすればうまくいくのかなと思います。

それと、孤立した集落に対してドローン搬送なんかは非常に有効なんですけども、小さいものじゃあかんで、ある程度の物を運べるような中型か大型か、数十キログラム、40キログラム、50キログラムあるとかね、それぐらいなかったら物がなかなか運べないと思うので、そういう大きさのドローンなんかを配備するような、そういう計画も徳島でやっていただいて、全国展開するよう、国のほうにも予算もお願いしたらどうかなと思いますけどね。

島田消防保安課長

大型のドローンということで、消防庁におきましては昨年度から埼玉、千葉の消防本部に比較的大きいドローンが無償配付しているところをございまして、どういった活用、活動が今後できるかの検討を行って、今年度中にレポートをまとめていくとお聞きしております。

また、那賀町におきましては、ドローン特区ということで、10月6日をドローンの日と定めたり、比較的ドローンの活躍が進んでいるところと考えております。那賀消防本部においてもドローンの飛行訓練なども行っておりますので、そういった所と連携しながら行っていきたいと思います。

参画機関は資料2の概要にまとめたとおりでございますけれども、場合によりましては、県のドローン安全協会にも意見を求めたり、参画機関に入っていたりしたいと考えております。

西沢委員

そうですね、安全に使わないかんけど、本当に、非常に有効に使える物なので、よろしくお願いたします。

それから、数日前に関西広域連合の防災委員会がありましたけども、そこで井戸連合長のほうから、兵庫県は井戸を100本以上もう既に掘っていると。多分鉄管みたいな物を打ち込んだ簡易的な井戸だと思うんですけども、そういうのを飲み水でなくてトイレの水とか洗い水とか、そういう衛生的にもまだまだ分からないけれども、利用方法は十分にあるということで、そんなのをどんどん打ち込んでいるということをお聞きしました。

徳島県もやはり、前から井戸の問題が言われていますけれども、まだまだ実行計画がどうなったのか分かりませんで、そのあたりどうなんでしょうか。まだこれやっていたらいいんじゃないでしょうか。

坂東とくしまゼロ作戦課長

避難所における水の確保ということについての御質問でございます。

兵庫県におきましては、避難所において井戸を掘って130余りの事例が既にあるというふうに向っております。

徳島県におきましても、とくしまゼロ作戦課で緊急対策事業というのを持っておりますし

て、市町村補助の事業でございますが、避難所における機能強化というメニューがこの中にございます。この中で、井戸についてのメニューとしてできるような形で進めてまいりたいと考えております。

一般的に、電源でありますとかトイレ、それからトイレには水も必要ですけれども、そういうふうな洗浄でありますとか、そのための水の確保というものは避難所ひとしく必要になろうかと思っておりますので、この点、市町村への周知を図りながら進めてまいりたいと考えております。

西沢委員

まず飲み水でない使用法があるし、それをまた飲み水に利用するための方法論も、それを浄化するようなやり方も、簡易的なやり方もありますので、そんなことを含めて利用が十分にいきますように、よろしく願いいたします。

それから、前に幾つか問題になりました土葬の件、大災害の時には、残念だけれども亡くなる方が非常に多いと。その時には、火葬はなかなか間に合わないし、燃料もどうのこうのとかいう話がありました。結局は仮埋めなのかどうか分かりませんが、まず土葬をしなかったらどうしようもないと。御遺体が、時によっては暑さとかで傷んでくる場合もあるし、そういうことが今までにもありましたよね。そういう大きな災害でどうしようもないときには、それらをスムーズに行く体制づくり、その時に話して、がたがた意見交換するよりも、もう最初からこういうときにはしようことなしに土葬させていただくというように計画の中にちゃんと入れておいたら、大きな時間がかかったりする必要はないと思うので、このあたりもどうでしょうかね、計画していただいたら。

山根安全衛生課長

ただいま仮埋葬、土葬に関して、県の対応状況等について御質問ございました。

宮城県におきましては、東日本大震災発災時に火葬場の能力をはるかに上回る遺体が収容されたところがございます。その中で、厚生労働省において埋火葬許可の特例についてということで通知が出されました。実は埋火葬許可書の発行手続の簡素化が図られたところがございます。

そういう中で、仮埋葬、いわゆる土葬する場合の手順、墓地の選定基準等を示しました宮城県独自のマニュアル、一部高知県でもマニュアルが策定されると聞いておるところでございます。これらについて、宮城県では関係市町へ必要な助言とかを行いながら、仮埋葬、土葬の実施に向けて環境整備を図ったところがございます。

徳島県では、平成25年3月に徳島県広域火葬計画、これを作っておるところでございますけど、実はこれら内容、仮埋葬、土葬について具体的に示してないところがございます。そういうところで、委員御指摘ございましたとおりに、今現在、徳島市をはじめ市町村、それから県庁関係課と実際にこの仮埋葬、土葬についてマニュアル化に向けて検証中がございます。このあたり含めて、今後十分検討を重ねてまいりたいと考えております。

西沢委員

最終的に、これで一番問題になってくるのはどこに、そういう場所ですね。それらをや

っぱりちゃんと前から決めておかなかったら、その時に探しに行ったって、その地権者がどこにいるか分からんとか、了解もらいにくいとかいろいろあるので、できたら公の土地とか、そんなところの中で確保するとか、そういう場所決めなんかもその中でしていただいたらなというふうに思います。

それから、私、今までずっと言ってきました水の問題ですね。先ほどは井戸のことを言いましたけれども、水源地ですね、問題は水源地がやられたら、それから波及する水道管なんかはいくら耐震化を図ってもどれだけ意味があるのかなということもずっと言ってきました。だから、一番最初に問題点になるのは、水道の場合には水源地が保てること又はそれらの現状というものはどうなっておるのか、ちょっと把握したいなと思うんですよね。例えば、多分水源地を造ってからかなり時間がたっている所も県内にかなりあると思うんです。それらを改めてやり直すという時には、そういう津波にやられない、また耐震化もちゃんとしていると。多分今までの水源地だったら、耐震化もどうなのかという気がしますよね。大分昔にやりましたからね。だから、そういうことも含めて、できれば耐用年数が過ぎているものに対して、予算補助を国のほうにも要望して、できるだけ対南海トラフ、大災害巨大地震津波対策に対しての位置付けとして、水源地とか貯水池とか、その間の管の耐震化とか、そこがまず一番大切で、今言っているような貯水池から枝葉までずっと耐震管でいくというのは分かりますけども、そういうことをまず計画して、国のほうにも要望してやっていったらどうかなと思うんですけど、まず状況が分からないものだから、どうなっているのかなと思うんですけど、いかがですかね。

山根安全衛生課長

ただいま西沢委員から、上水道における水源地の耐用年数等把握しているかどうかということで、平成27年6月に国で策定されました耐震化計画等策定指針では、東日本大震災における水源地、これの塩水被害、津波対策、それと耐震化、これらについて十分検討がなされたところでございます。

そういう中で、今後の大規模な更新時期、要するに水源地の更新、これに合わせて総合的な見地から施設の耐震化とともに、津波対策、このあたりの充実を図る必要があるということで示されたところでございます。

委員おっしゃるとおり、現在県では水源地等施設の耐用年数等、実は把握できてないところでございます。非常にこのあたりが各事業者による業務継続のため重要である、それと同時に更新を図るために、これらをちゃんと把握して、更新について我々としても適切に指導等を行っていきたいと考えております。

そういう中で、県では今後市町村に対して水道の地震防災対策等、推進を図るためにも、リーダーシップを発揮しながら、この把握に努めていきたいと考えております。

西沢委員

水はどこでもというわけじゃないですから、下に水脈が通っている所でなければいかんし、その場所でなかったらいかんとか、ほかの安全な所にもあるという所もあります。どこで水が出るというのはちゃんと調査は多分できていると思うんですよ。だから、直すんじゃないくて、もうそこしかないんだったらそこしかないような、どうやってそれを地震と、

また水にもやられないような状況にするのかということも含めた設計なんかも、県のほうがまずそういうようなちゃんとした設計をやって、モデルを作ってやったら、いろんな所が全て設計しなくてもいいんじゃないかなと思います。まず県が率先してそういうものを設計してほしいなと思います。

もう一つ問題は、耐用年数が過ぎて建て替えの時期がいつなんですか、これ。大分先なんですか。それとももう全部きておるんですか。まだこれからの話か。国が考えている時期というのはいつなんですか。やり替える時は。

山根安全衛生課長

原則、水源地につきましては非常に簡易な構造でございます。例えば、沿岸部の浅井戸等、これについては例えばコンクリート構造で簡易な構造でございますから、例えば国のほうでこれについて耐用年数等示しているとか、そういう問題ではないところでございます。

一方で、この水源地につきましてはポンプ等、しっかり予備を持っていただいて、その緊急時、それからポンプが壊れた時とか、そういうものに対してしっかりと対応できるようにということで、そういう状況でございます。

西沢委員

予備が二つあるんですね。ポンプそのものは。だから、一つは故障した時のものでしょうけども、そういうのを安全な所に置いておくと、これも8月に言った話ですけども。

それと、逆にもう一つ言ったら、井戸そのものがヘドロが入ったり津波がどどど入ったら使い物になりませんよね。何十メートルも掘り抜いている井戸そのものがやられない対策も、海水、津波が入らないような対策も、吸い上げるのは吸い上げるけど、中には入らないようなそういう仕掛けもそんなに金は掛からないと思うので、まずこれをやってもらわなかったら、東日本大震災を見ておったら、真っ黒な水がきていますよね。あれは、中へ入ると多分なかなか使うことができない。そういうこともちゃんと対策をして、最低限井戸と、井戸から上げるポンプ、後は電源をどうするかとか、山の上の貯水槽に上げるのにはかなりの電力が要りますよね。そんなのをどうするのか。例えば、ソーラーを使ったら、そこそこ電気がたまった時にポンプアップすると、全てが100パーセントなくても、まあまあそれで利用できるかと思うけども、そういうソーラー発電なんかをどう確保するのか、近くの例えば民間がやっているもの、ソーラーの太陽光発電なんかやっているものをもっと利用させていただいて、そういう時に優先的に使わせてもらおうとか、そういうまずあるものを利用してケーブルを先に引っ張って、その時にはそれを利用させてもらおうとか、そういう小細工も必要んじゃないか、そういうことを全体的にどうやったら後使えるのかということのをちゃんと計画して、対策を練ってほしいなと思いますが。

山根安全衛生課長

ただいま水道事業者における津波等発災時にどのような中で業務継続、これをやっていくかということをお質問いただいたところでございます。

先ほど御説明したように、国において水道耐震化計画等策定指針、これを策定する際に、

津波対策等、耐震化とともに具体的に浸水被害を防止するための防水壁の設置とか、施設の閉塞、それから防水扉の設置、防水構造化、このあたりも十分検討がなされたところでございます。我々としても、市町村、水道事業者に対してこのあたりの更新時の対策と含めて、要するに沿岸部の浅井戸につきましては、非常に塩害化がございまして、東北等において、浅井戸の塩水化対策、これが非常に長期間要したところでもございます。

そういう中で、例えば水源地の移設、それから代替、それからそういう部分の予備の井戸、そういうものを検討するというのも必要と言われておるところでございます。十分にこのあたり、今後とも市町村に対して県と協議をしながら業務継続ができるよう、検討を重ねてまいりたいと考えております。

西沢委員

もうこれで終わりますけども、まず、皆さんに、各市町村に発破をかけるために、どこかモデルを作ってください。徳島県もモデル的にするんですから、ちょっとよいしょしていただいて、まずいいものを、国が言うそういうやり方そのものをうまく利用して、モデル的なものを作ってください、それを皆さんに勧めていただくということをやっていたら早く進むんじゃないかなと思いますけども、いかがでしょうか。

山根安全衛生課長

ただいま西沢委員のほうから、水道事業者さんの津波と耐震化含めて、モデル化を図ってはどうかということをお質問いただいたところでございます。

県内、水道事業者については、簡易水道含めて小規模事業者が多うございます。そういう中で、耐震化も含めてモデル化、十分検討してみる価値があると考えておるところでございます。そういうところを含めて、今後とも市町村と十分協議を重ねてまいりたいと考えております。

長池委員

航空運用調整班活動計画というのが、私も今初めて見たんですが、去年か一昨年、NHKでドキュメントという形で消防援助隊だったか緊急消防援助隊だったと思うんですが、ヘリの救助の様態に特化して、東日本大震災の実際の映像を中心に4年たった後で証言を集めて、その時何があったかということで、NHKで特集をしておるのを見まして、それがずっと頭に残っていたので、ああ、多分そういう現場で起きたことを踏まえていろいろ盛り込まれておるんだなと思っております。

そのNHKの番組の中では、私が覚えておるのでは、三点ほど問題点というか、反省点が挙げられておりました。一点目は、山西委員の先ほど質問の中にあつたように、やっぱり給油の問題だったそうでございます。東北地方のほうでヘリのそういったベースとなる基地がほとんど沿岸部にあつたということで、発災当日、翌日の2日間にわたっては、山形のほうから給油しなくちゃいけない。往復1時間というふうな数字であつたように思います。ヘリで往復1時間の距離といったらかなりの距離だと思います。それを往復ですから、ヘリの救助隊からすればその1時間でもっと救える命があつたんじゃないかというふうな証言がそのドキュメントにありました。

三つのうちのもう二つなんですが、一つは現場で無線が錯綜^{さくそう}して混乱したと。どうも全国から90機以上のヘリがああの大東地方に、中には一つの町に2機、3機と飛んだ時に、無線が随分錯綜^{さくそう}して、どのヘリに対する要請なのかが分からなかったということでもあります。

三点目が、情報を集約すべきだということで、指揮系統を一つにまとめたんですが、余りにも救助要請の情報が一気に集まり過ぎて、逆にそこがボトルネックになって指示が遅れたというふうなことであります。もう昔のビデオでしたので、まだほかにもいろいろ問題点あると思うんですが、それを今日は一々どうなってますかというのは聞きません。多分そういうのが集約されたのが今回の活動計画なんだろうと思いますが、印象深いのは、どの隊員も証言の中に、もっと救えた命があるんじゃないかというふうな言葉がありました。随分たくさんの方を初動からワイヤー1本でつり上げて、たくさん救助される映像があったので、素晴らしいことだなと思って見ておったんですが、実際現場はそういった後悔というか反省というか、今後に生かしたいということで、それぞれが今も訓練に励んでおるといふことであります。

質問ではなく、この計画を更にしっかり運用していただいで、訓練も重ねていただいで、来るべき日に備えていただきたいなという思いでちょっと冒頭感想を述べたまでであります。

感想だけだとあれなので、どなたか何か言っていただけましたら、よろしく願います。

島田消防保安課長

私もそのNHKスペシャルを拝見したところでありまして、隊員が救えた命がたくさんあったんじゃないかと、それを胸に日々訓練しているという消防隊員、救助隊員のコメントが私も大変印象に残っているところでございます。

委員お話の三点の課題、給油、無線、そしてボトルネックになった人員についてでございますけれども、活動計画の中にできるだけ盛り込んでいるつもりではあるんですけれども、それに加えて、その手順をマニュアルに落として、こうした場合はここに電話しないといけないとか、そういった手順もマニュアルで策定することとしております。計画と同時に策定することとしておられるところでございます。

給油につきましては、山西委員の御質問にお答えしたところでございますけれども、無線につきましてもこの航空運用調整班で調整することとしておられるところでありまして、例えば活動エリア内では、飛行援助通信周波数を一定の波数で行うこと、またそれ以外では相互間用周波数で行うこと、また、消防救急無線につきましても、他県と混信を避けるために、できるだけ地上隊と航空隊が連携できることを前提とした上で、消防庁にも他府県との周波数を調整するようにお願いして、消防庁もそういった仕組みづくりの準備を進めていて、その計画もできているというふうにお聞きもしております。

それで、人員につきましては、今回、人員について調整班員というふうに参加機関には位置付けております。それで、所属ヘリが出動した場合につきましては、自動参集していただくようお願いしているところでございますけれども、災害対策本部に航空運用調整班ができましたら、直ちに県のほうから防災行政無線でありますとかファクシミリにより

まして、調整班が設置できたよという旨の御連絡、それと調整班員の派遣の依頼を行いまして、できるだけ多くの人員で多くの救助事案をさばいていこうと思っております。

昨年の9月ですけれども、茨城県を中心に甚大な被害をもたらした関東東北豪雨というのがありましたけれども、最大56機のヘリが出ております。限られた空域の中で、救助活動が円滑にできたというふうに言われた事例でございますけれども、これにつきましては、なぜうまくいったかといいますと、9月だったんですが、10月に関東ブロックでの訓練を控えておりまして、事前の準備ができていたということと、それと顔の見える関係が既に構築されたからうまくいったというふうに言われております。この事例を参考にいたしまして、我々も顔の見える関係として調整会議を設けて、できるだけ課題は皆さんから抽出いただいて、課題については計画、あるいはマニュアルに落とし込んでいこうというふうに準備を進めているところでございます。

長池委員

今お聞きして、56機も狭いエリアで出動しても混乱が起きなかったというのがすごいことだなというふうに思います。津波、地震だけではないと思います。県内、そういった集中豪雨等で本当に狭いエリアにたくさんの方が孤立したりする場合には、そういう想定もあるのかなというのを今逆に感じました。是非しっかりとこの運用計画を前に進めていただきたいと思います。

質問は全然違うところに飛びます。いわゆる電柱の倒壊による、電柱が倒れて道路等が通行止めというか、行けなくなるというふうなものに対する今からの備えという意味で、電柱自身の耐震化といいますか、倒れないようにする、更には最近よく言われているのは、電柱自体をやめて、地下に電線を埋設するという無電柱化ということであります。

徳島県内の状況といいますか、今そういったエリアがあるのかどうかをまずお聞かせ願いたいんですが、確か、国道55号線を南から走って来ると、割と道幅の広い所、両サイドは余り電柱がないんです。その一步下がった所に電柱があるような感じがします。逆に、ここの県庁を出て、昭和町のほうから小松島のほうへ帰ると、何かもう両側電柱だらけでして、これ全部倒れたらまずあかんだろうなあという気がして、最近何か上ばかり見て運転しておりますが、そのあたり、県内の電柱の状況を教えていただけたらと思います。

正木道路整備課長

県内の電柱の状況でございますが、まず、国、県、市と合わせまして、現在約16キロメートルが無電柱化されております。整備延長は、両側に歩道がある場合は増えますので、整備延長で申しますと29キロメートルが無電柱化されております。

一方、県単独で説明させていただきますと、本県の県管理道路延長は、一般国道、県道合わせまして213路線で2,241.7キロメートルございます。このうち、緊急輸送道路は76路線の1,145キロメートルでございます。

県管理道路では、平成22年度から平成23年度に宮倉徳島線で約0.5キロメートル、整備延長で申しますと1.1キロメートルになりますが、無電柱化を実施いたしまして、平成27年度末に7路線、約6キロメートル、整備延長でいいますと約11キロメートルの無電柱化を完了しております。このうち、緊急輸送道路に関して申しますと、4路線で4.5キロメ

ートル、整備延長で申しますと8.2キロメートルが整備できております。

現在、緊急輸送道路ではございませんが、瀬戸内海国立公園区域内の鳴門公園線におきまして、良好な景観の形成や観光振興という観点から、歩道整備と併せまして無電柱化事業を実施いたしているところでございます。

長池委員

多分電柱の耐震化といいますか、どうしても過去の災害の映像というか資料という、電柱が倒れて行きにくくなる、救助がしにくくなると。毎年の県の防災訓練にしても、毎回大体電柱の撤去と搬送とか、そういうのが必ずメニューに入っておるように思います。一番理想的な在り方は、電線が上にない、電柱が立ってないというのが理想なんじゃないかなというふうな思いがしておりますが、割と1,000キロメートルもあるような輸送路のうちの数キロメートルしかできてないということではありますが、そのあたりは実際今後どうなんですか、お金がかかるんだろうと思いますが、予定としてはどう考えておりますか。

正木道路整備課長

無電柱化が進んでいない原因でございますが、まず1メートルあたり53万円ほどかかっております。非常にコストが高いということ。あと、事業者との調整やトランス設置等の地元調整が非常に困難なこと。あるいは道路幅が外国なんか比べて非常に狭いということから、無電柱化、本県だけでなしに全国的に進んでおりません。

今後についてでございますが、委員御指摘のとおり南海トラフ巨大地震等の大規模地震発生時におきましては、道路の防災上の向上の観点からも無電柱化は非常に重要であると考えております。

今、国のほうで、本年11月16日に社会資本整備審議会道路分科会第57回基本政策部会というのを開きまして、無電柱化の促進に向けた今後の方向性を検討いたしているところでございます。具体的には浅層埋設や小型ボックスの活用、埋設など、低コスト手法の検討や、直接埋設など、狭い道路でも整備可能な手法を実証実験を通じて検討していくことで、今後技術マニュアルを作成して、全国での普及に取り組むということといたしております。

本県も、この国の実証実験を受けまして、コストや景観への配慮等を総合的に勘案いたしまして、また、四国電力やN T T等の電線管理者と合意形成を十分に図りながら、無電柱化をできるだけ進めてまいりたいと考えております。

長池委員

メートルあたり53万円、キロメートルだと5億3,000万円ですね。まずこれ、1,000キロメートルもあるような輸送路をしたら幾らになるのかなという感じはしますので、多分一気に無電柱化というのは短期間で完了するような事業ではないと思いますが、ただ、やはり理想としてはないほうがいいと思うんです。

海外では、歴史的な問題もあるんでしょうが、欧米は電柱が基本的にない。電線は水道管やガス管と同じようなインフラということで、隠すというのが常識だそうであります。

東京のほうも小池知事が無電柱化を随分推奨しておるということで、多分オリンピック会場の周りは電柱がなくなるのではないかなというふうな予想もされております。

私も、今日、朝一でパソコンたたいたただけなので確かではないんですが、先週の12月9日、金曜日かな、参議院で無電柱化法案が可決成立したという、ただネット情報なんで確かではないんですが、ほかには全然出てないので、何かそんな怪しい情報も出ておりました。ただ、国土交通省は無電柱化を進めております。やはり、どういった思惑か分かりませんが、国土交通省はとにかく推進しております。一方では、電気は経済産業省なのかな、電話は総務省ということで、電線の持ち主自体は電力会社だったり電話会社だったりケーブルとか有線だとかいろいろ所有者がいて、かなりこれは難しい事業であるということも認識しておりますが、最初から言っているように、やっぱりないほうが安心、安全ということでもあります。コストはかかるのですが、しっかりと県が準備すべきことはあると思うんです。例えば、コストが下がってきた時にどこから手を付けるかというのを事前に検討しておくとか、県庁の周りなのか、いやいや、やっぱり医療施設の周りが重要だよというのであるのか、そういう現状の電柱の立っておる状況と、拠点となる所を、どこを最優先して事業を始めるのかとかいうのは、もしかしたら準備できることかなと思います。更には、コストが高いというのは常識になっているんですが、それを下げよう下げようと今躍起になって企業も技術開発しておるようでございますので、そういった面のしっかりとした研究ということも続けてやっていただきたいなと思います。しっかりとこれからそういった点で捉えていただきたいと思います、最後に一言いただけたらと思います。

正木道路整備課長

今後についてでございますが、やはり委員おっしゃるとおり、できれば道路上に電柱がないのが理想だとは考えております。実際、今のところメートルあたり53万円かかって、なかなか対応ができていないと、進んでいないという状況も事実でございます。

今年の4月には道路局のほうから、先ほど申しましたように浅い層でもいけますよという通達も出てございます。それと、総務省とか経済産業省のほうから、今までは電線と通信線の遠隔距離を30センチメートルとらなければならなかったんですけど、これも火に強い被覆をしたら、それもひっつけて埋めていいですよという通達もございます。この辺の通達と、直接埋めれるような実証実験もされていますので、それを待つのではなく、委員おっしゃるとおり、緊急輸送道路を中心に、災害拠点、医療機関等を、位置とかその辺を検討しながら順番というか、優先順位を考えてまいりたいと、このように考えております。

井川委員

この前、北島の防災センターをちょっと見に行きました。子供が小さい時とか、ちょくちょく行って、5回目ぐらいで、久しぶりにいろいろ体感させていただいて帰ってきたんですが、あそこって、何年ぐらいたつのか、それで入館者数は年間どれぐらいきておるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

野々瀬防災人材育成センター所長

ただいま井川委員から、私どもの県立防災センターが建って何年になるか、また入館者数についての御質問を頂きました。

県立防災センター、平成16年からオープンということになりますので、ことし12年目を

迎えております。また、年間の入館者数につきましては、ほぼ年間3万人程度ということになっております。

井川委員

年間3万人もきていただいております、確かに本当にきれいなセンターで、消防学校も併設しておるといってございまして、この前たまたま地震とかいろいろ体感してきて、それで最後見てきたらいろいろ防災グッズを集めてあるんですね。それで、お聞きしたら、いろいろ担当の方が近所のスーパー回ったりホームセンター回ったりして、素晴らしいものを並べてあるんです。せっかく体感してきて、たんすが倒れないよう突っ張りを置いたり、テレビが落ちんようにフックがあったり、すごく気分が高まっている中で、せっかくそんな物が置いてあるんだったら、ここで買えたらすごくいいなと思うんですね。せっかくすてきな展示物があって、グッズもいろいろ集めてあるんですから、防災センターの中でそういうことが販売できないものだろうかと思うんですけど、ちょっと御意見を。

野々瀬防災人材育成センター所長

ただいま県立防災センターで防災用品を販売してはどうかという御提案を頂きました。

今委員から久しぶりに体験をしてみて、すごく防災意識も気分も高まったということで、大変私どもも光栄でございます。

そして、今回の御提案の県立防災センターに来館していただいた方が、私どもの体験や展示によりまして、災害への備えの気持ちが高揚したまさにその時、その場で防災用品が購入ができるのがとても便利だという御要望は本当に人情に添ったものだと思いますし、一方、視点を変えましたら、例えば博物館や美術館にはミュージアムショップが付きものといったこととも通じるまさに当たり前の感覚であると存じます。

ただし、私ども県立防災センターは行政財産でございますので、もし今後民間の事業者の方に販売を行ってもらうためには、行政財産を、一定の場所を有償の貸し付けで使用していただく必要というのがございます。そして、冒頭で私たちのセンター何年たちましたかとお尋ねも頂きましたが、元々12年前には地震あるいは煙や風雨等の体験をする施設をメインとして造られたものでございまして、その後、平成24年に私どもの防災人材育成センターという所属ができたということ等もございまして、現在ではその体験型施設の余ったスペースの中で職員が工夫をしたりして、防災用品を一部展示したり、あるいは企業を公募して展示していただいたり、また毎月、月替わりのパネル展なども行ってございまして、今月は昭和南海地震が発生した月ということで、一部、津波碑等のパネル展示もしているところでございますが、こうした現在の使用状況とか施設の状況からいたしますと、物品販売というのを直ちに現在の施設の中で行うというのは、ちょっと難しいのではないかと考えております。

そこで、御提案いただきました県立防災センターでの防災用品の販売につきましては、啓発のいろいろなグッズや施設等の展示替えなどといったことなど、総合的に検討していくべき内容であると思います。

そこで、県外にあります類似の施設で防災用品の販売なども一部行ってございます所の状

況なども研究しながら、これからしっかり検討、研究をしていきたいと存じます。

そして、今日御提案いただきました本当の趣旨というのは、県民の方に防災用品を早く備えていただいて、災害への備えを固めていただくということであろうかと存じますので、この検討を進めていくことと並行いたしまして、防災用品というのは特別なものではなく、食品にしましても、生活用品にいたしましても、普段使いのものを多めに備えていただく、蓄えていただくことを進めることや、今日のほかの議論でもありましたように、被災生活の状況、例えば上下水道の断水の時のトイレをどうするのかといったようなこととか、あるいは被災者の方の年齢や病気の有無や家族構成などに合わせて必要な物をそろえなければいけないということ、これを検討する中で、並行してしっかり啓発をしてまいりたいと存じますので、どうぞよろしく願いいたします。

井川委員

とにかく地震の後とか、阪神大震災の後、東北の震災の後、非常に関心が高まって、やはりいろいろなグッズもそろえておかないかなという気もあって、ばっと売れるんでしょうけど、また何年かして落ち着いてきたらなくなってくると、そういう繰り返しでありまして、やはり地震は忘れた頃にやって来るというんですか、そういう考えで、常に意識を高めてもらうためにも、やっぱり防災センターは、非常に効果が高いと思うんです。結局、野々瀬所長、ショップはできないということなんですか。どうなんですか。

野々瀬防災人材育成センター所長

ちょっと先ほども言葉足らずだったかもしれませんが、県外の人と防災未来センターですとか、東京の臨海防災公園など、こういった非常に大きな集客施設といたしますか、そういった所では、防災用品の販売もお土産物や食事などと一緒しておりますので、そういった先行している所も調べて研究しながら検討していきたいと思えます。よろしく願いします。

井川委員

本当に円形のホールで、パネル展をやったり、音楽もやったりして、いろいろすばらしいですけど、せっかく県の設備であんなきれいでいい所があって、私が思うのは、本当に意識を高めるためにも、消防車とか救急車とか、もう古くなったような物を飾ったり、もっと子供がきてもらえるようにいろいろして、土日軽いカフェなんかも併設したりして。やっぱりフジグランがあって、人、ものすごい多いんですね、あの辺り。だから、せっかくの設備なんですから、やっぱり人が集まってもらえるような設備にもっとして、それで、できたら意識が高まった上でこの防災グッズとかをもっと買ってもらえるような、もっと人が来るような開かれた設備にしていきたいと思えます。部長、ちょっと一言いただけませんか。どう思えますか。

小原危機管理部長

ただいま井川委員のほうから、防災センターの県民への周知啓発施設として、もっとそういった販売とか、それから集客のための努力をすべきではないかという御意見を頂いた

ところでございます。

南海トラフ地震がいつ来るか分からないという切羽詰まった状況と我々把握をしております。より多くの県民の方が身近に感じていただいて、一日も早くそういった備えの意識を高めていただけるように、防災センターがしっかりと機能できるように、しっかりと委員の趣旨も踏まえ検討してまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

井川委員

本当、物を売るというのも、防災グッズ売ってほしいんですけど、それは置いておいて、やっぱり少しでも多くの人に集まってもらって、体験して、やっぱり子供とか主婦の人が昼間ぶらぶらする時間があったら、ちょっとのぞいてもらえるような、関心を持ってもらえるような施設にしていきたいと思います。

原井委員

あと約1週間後、12月21日に昭和南海地震70年の集いが行われるということで、これに関して少しばかりお聞きしたいと思うんですが、アスティとくしまで1日がかりのイベントといいますか、午前中から様々なシンポジウム等、また午後から基調講演があるということで、私もこの日は空いておりますので、全て参加させてもらおうと思うんですが、その中で、是非県民の方々にも本当に多くの方に集まっていたきたいなという思いがありまして、その中で一つ、このアスティという非常に大きな箱で行われるということで、その参加の動員目標というか、設定した動員数と、それプラス今日までの間にどんな広報活動を行ってきたかというのをお聞きしたいと思います。

金井危機管理部次長

ただいま原井委員より、来週水曜日、12月21日に実施します昭和南海地震70年の集いの広報と動員についての質問でございますが、現在このイベントにつきましては、アスティ、広い会場でございますので、参加申込みは受け付けずに、できるだけ多くの方に参加していただきたいと思います。それで、特に午後の部はアルピニストの野口健さん、この方はネパール大地震とか熊本地震でも震災の支援をしたと。野口健さんを招いた講演会とか、午後の部につきましては大ホールで行いますので、席につきましては取りあえずは1,000は確保しておいて、増えてくれば順次椅子を出していくというようなことで対応するようにしております。定員につきましては以上です。

それから、広報なんですけども、このイベントにつきましては、ちらしを関係者、関係団体、市町村等に配っておりますし、ホームページでもアップしております。もう一つ、企画運営に徳島新聞社の協力を頂いておりますので、そこで広告を打っていただいて、県民の方に広く周知しているところでございます。

原井委員

分かりました。是非多くの県民の方々にきていただきたいというふうに思っているんですが、その中で、ちょっとちらしでいろいろ。例えば災害時快適トイレシンポジウムとか熊本地震支援報告会、そういうことがうたわれておったんですが、この中身、どんなもん

なんだろうかと私も興味を示しておったんですが、後日、追ってそのトイレンシポジウムの中身とかのちらしを頂いて、この支援報告会についても、これどんな内容だろうと思って、いろいろ県のホームページを見ていたら、昨日、この報告会の内容なりが発表されておりまして、どうも広報活動が後手後手に回っているような気がいたしまして、ちょっとその辺を懸念するところでもございました。広報するなら、肝心な中身の部分を後から後からどんどん出していく、それをティーザー効果というんですけれども、そういうことでやられておるんだとしたら、それはそれで大したものだなというふうに思うんですが、どうも後手後手に回っているような気がいたしますので、その辺、あと1週間しっかり広報していただいて、知事のほうも今年は防災メモリアルイヤーということで、この県民の集いのことについてもあちこちで挨拶の中で触れておったと思うんですが、是非ともそういう意識啓発の場につながるようにやっていただきたいなと思っております。

それで、ちょっと話は飛ぶんですが、今年9月に海陽町のほうで行われました、まぜのおかだったと思いますが、総合防災訓練ですか、先月は西部圏域の防災訓練ということで、四国三郎の郷で行われたと思うんですが、私両方とも参加をさせてもらって、その訓練内容をいろいろ見させていただいたんですが、自衛隊の方々、また消防の方々、警察の方々、大変てきぱきと訓練を行っているなということで、見させてもらった中で、ちょっと一つ何か足りないなと個人的に思ったんですが、この足りないなと思ったところは、参加されておる方がほとんど関係者の方ばかりで、地域住民の方が極めて参加率が少ないなというふうに思ったんです。やっぱりその地元、地域の方が多く参加していただくことによって、訓練者においてもやっぱり緊張感が高まった訓練ができると思いますし、この参加された方々もいろいろ公助の内容を知ってもらって、自分ができる自助、共助を考えるきっかけになるんじゃないかなというふうに思う次第なんです。その辺、こういう訓練には地域の方も多く参加してもらおうべきだというこの見解というのはどう思われますか。ちょっとその辺の所見を伺いたいと思います。

坂東とくしまゼロ作戦課長

総合防災訓練をはじめ、それぞれの支部で行われている訓練への住民の方々の参加についての御質問でございます。

私どもの自助、共助の方々を担う住民の方々の参加につきましては積極的に進めていきたいと考えておりまして、実際その主会場と言われる所では、自衛隊とか関係者の方々の訓練など見ていただく訓練ですね、これを行っておる一方で、例えば地域の学校などで避難所の運営訓練でありますとか、そういったものに地域の方が参加を頂くという場面も若干ではあります。ございます。

委員御指摘のとおり、その公助の部分を実際にその主会場で地域の方に見ていただくという部分、確かに大事なことを考えておりますので、次回以降そうした場、自主防災組織でロープワークの実演をしていただいて、そういったものに地域の方に参加していただくでありますとか、煙体験とか、それとあと起震車ですね、こういったものを持ち込んで参加を頂くような場というものは作っておるんですけれども、やはりかなり限定的な所になっているのかもしれない。

この点については、次回以降できるだけ実践的な訓練という部分と、それから公助とし

て見ていただく部分とについて、工夫を凝らしてまいりたいと考えております。

原井委員

分かりました。訓練の内容については、ある程度前年行われているということで、その想定の被災状況というのは想定の数値は変わってくると思いますが、内容についてはほぼほぼ確立されておるということで、今、課長のほうに御答弁いただいたとおり、来年以降は是非地元の方々にも参加してもらえそうな仕組み、仕掛けも是非やってもらいたいなというふうに思います。その点をちょっと要望させていただいて、私の質問を終わります。

高井委員長

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

以上で質疑を終わります。

次に、請願の審査を行います。お手元に御配付の請願文書表を御覧ください。

請願第4号の3「ひとりひとりを大切にすゆきとどいた教育について」を審査いたします。本件について、理事者の説明を求めます。

美馬教育長

①の一、「各市町村の小・中学校の校舎耐震化率100パーセントを目指し、県として十分な財政措置をすること」につきましては、公立小中学校施設の耐震化は、設置者である市町村が、国からの補助を受けて計画的に取り組んでおり、県下公立小中学校施設の耐震化率は、平成28年4月1日現在で、約99.1パーセントとなりました。国では、これまでも、耐震化に係る補助制度の拡充や、地方財政措置の拡大、大規模な補正予算等によって、市町村の要望に対応しているところであります。

県といたしましては、国に対して、更なる補助制度の拡充や予算の確保について重点的に要望を行ってまいりました。平成28年度につきましては、予算枠が厳しい中、耐震化に係る要望については、優先的に採択されたところであります。また、国の補助率のかさ上げ対象とならない小中学校施設に対する県独自の補助制度を平成20年度に創設しております。

①の二、「津波に対して子どもたちの安全な避難場所の確保に努めること」につきましては、甚大な被害が想定されている南海トラフ巨大地震に備え、児童生徒が主体的に判断し、行動する態度を育成する防災教育の推進や、津波に対して安全な避難場所の確保は、大変重要であると考えております。

県教育委員会では、学校防災管理マニュアルにおいて、災害発生時に児童生徒の命を守るための指針を示し、教職員研修を通して災害対応能力の向上を図っております。各学校においては、学校防災管理マニュアル及び徳島県津波浸水想定に基づき、学校防災計画を策定し、避難訓練等の充実を図るとともに、児童生徒の安全な避難場所の確保に努めております。以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

高井委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。本件は、いかがいたしましょうか。

(「継続」と言う者あり)

それでは、御意見を頂きましたので、採決に入ります。

お諮りいたします。

本件は、継続審査とすべきものと決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

御異議なしと認めます。

よって、請願第四号の三は継続審査すべきものと決定いたしました。

以上で、請願の審査を終わります。

【請願の審査結果】

継続審査とすべきもの(簡易採決)

請願第4号の3

これをもって、防災対策特別委員会を閉会いたします。(12時9分)